

住宅の省エネ・脱炭素化に 既存住宅に高断熱窓・蓄電システムを設置する方へ

「東海村省エネルギー設備等設置費補助金」を交付します

対象者▼ 村内の戸建住宅の所在地に住所を有し、設置する設備ごとに下記要件を全て満たす方
※村税の滞納がない方に限ります。

対象要件▼

【高断熱窓】

- 次のいずれかの方法で主たる居室(日常生活上在室時間が長い居室等)の全ての窓(外気に接しない窓を除く)に高断熱窓を設置する。
 - 内窓設置(既存の窓の内側に新しい窓を設置する方法)
 - 外窓交換(既存の窓を撤去し、新しい窓に交換する方法)
 - ガラス交換(既存のサッシを利用して、ガラスを交換する方法)
 ※既に本補助金の対象製品を使用した施工が一部されている場合は、残りの窓を施工すること。
- 令和5年3月までに設置を完了できる。
- 設置しようとする高断熱窓に対し、高断熱窓の設置に係る補助金(本補助金を含む)の交付を受けおらず、かつ、受ける見込みがないこと。(生計を共にしている方を含む。)



【蓄電システム】

- 上記の補助を利用して高断熱窓と併せて設置する。
- 太陽光発電システム(10kW未満)と連携して電力を自家消費する。(売電中も可)
- 蓄電システムを設置しようとする住宅において、設置する蓄電システムと同種の設備等に対し、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業に基づく補助を受けていない。(生計を共にしている方を含む。)
- 茨城県が実施する「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取り組みを行う。



対象設備▼

環境省が申請年度に実施する「断熱リフォーム支援事業」「ZEH化支援事業」の対象製品として登録されている窓、ガラス及び蓄電システム

※蓄電システムについては未使用品に限ります。

※詳細は下記ホームページをご参照いただくか、役場環境政策課までお問合せください。



【高断熱窓】公益財団法人北海道環境財団

【蓄電システム】一般社団法人環境共創イニシアチブ



補助金額▼

【高断熱窓】 設置に係る経費の合計額(税込み)の2分の1 (上限10万円)

●村内に本店を置く業者設置の場合は、合計額の4分の3 (上限15万円)

※それぞれ1,000円未満切り捨て

【蓄電システム】 10万円 (定額)

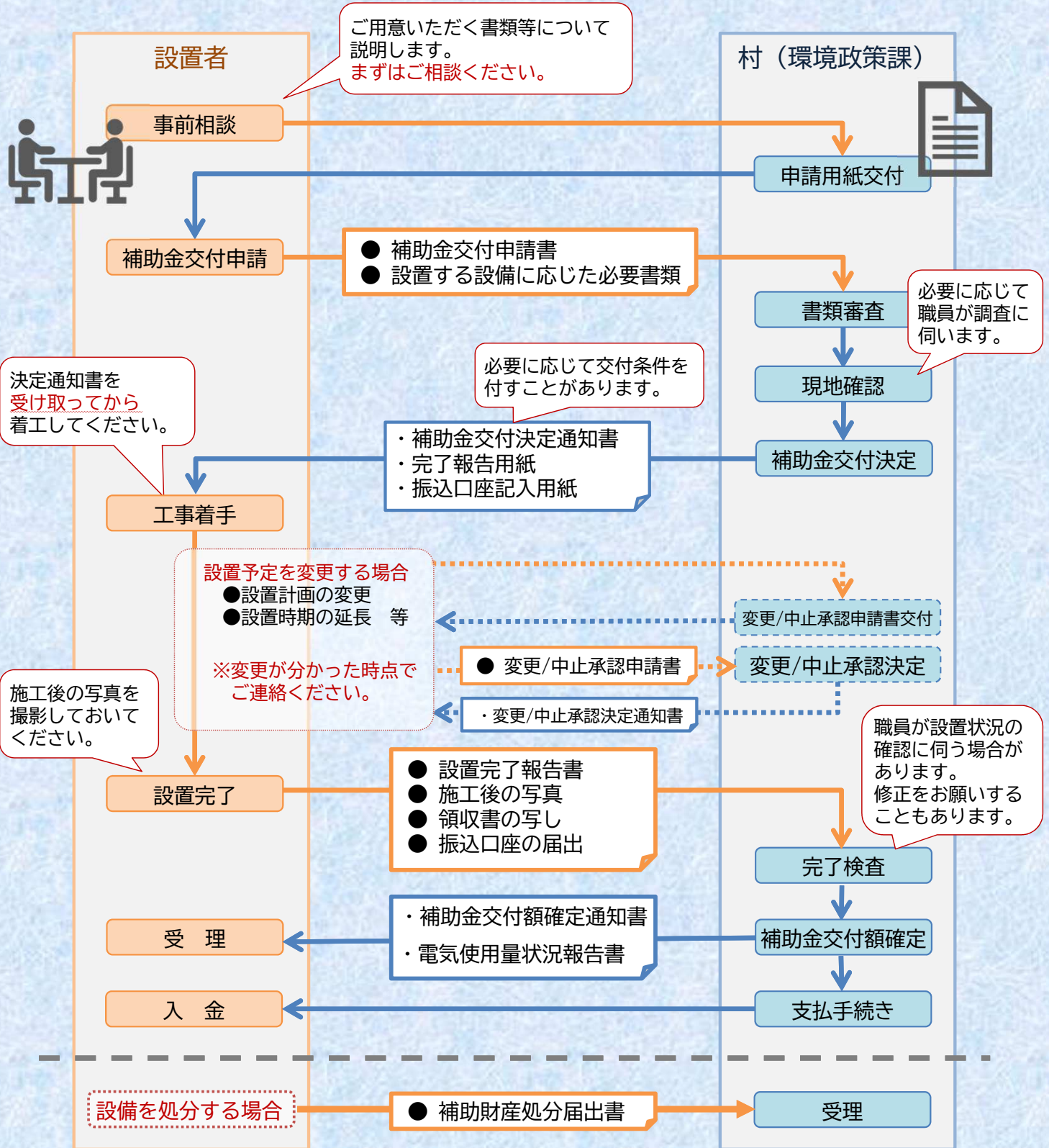
補助申請をお考えの方は、まずは環境政策課までご相談のうえ、必ず設置前に申請してください。



- ・設置後の申請は補助の対象となりません。
- ・補助回数は同一の住宅につき、1回を限度とします。
- ・年度予算の上限に達した場合には受付を終了することがあります。

補助金交付の流れ
は裏面で >>>

補助金申請から交付までの流れ



注意) 補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当すると認めるときは、決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また補助金の交付後の場合は、補助金の返還を求めます。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金の交付要綱に定める事項に違反したとき。
- (3) その他補助金の使途が不適当と認められるとき。



お申し込み・お問い合わせ先

東海村 村民生活部 環境政策課
環境計画・緑化推進担当

TEL : 029-282-1711 (内線1454)

FAX : 029-287-0479

E-mail : kankyoku@vill.tokai.ibaraki.jp

ご協力をお願いします

設備設置住宅における省エネ・脱炭素の状況を把握するため、補助を受ける方には**設備設置前後1年間の電気使用量データの提供**をお願いしています。

東海村省エネルギー設備等設置費補助金 申請書類等

(1) 共通する書類

- 東海村省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書

(2) 設置する設備に応じた添付書類

高断熱窓

- 設置費用が確認できる書類の写し
- 設置する窓の設置前写真
- 設置する戸建住宅の位置図・全体図、設置する部屋の平面図
- 断熱窓のメーカー名・製品名・仕様が確認できる書類
- 申請者本人の村税に未納がないことを証する納税証明書
- 設置する戸建住宅の所有者の承諾書(所有者でない方が申請する場合)
- 事務代行届(申請手続を代理の者に委任する場合)
- その他村長が必要と認める書類 ()

蓄電システム

- 蓄電池のメーカー名・製品名・型式を確認することができる書類
- 蓄電システムの設置位置図
- 太陽光発電システムとの連携が確認できる書類
- 申請者が「いばらきエコチャレンジ」に登録していることが確認できる書類(スマホ等により登録画面を提示することでも可)
- その他村長が必要と認める書類

()



東海村省エネルギー設備等設置費補助金 高断熱窓の申請 Q&A

Q. 「主たる居室」とは何ですか？

A. 日常生活上在室時間が長い居室のことで、具体的にはLDK・リビング・居間等を指します。本補助金では高断熱窓の施工が必須です。

※LDK・リビング・居間等がある場合であっても、居住スタイル（二世帯居住等）によっては和室を「主たる居室」として認める場合もあります。

※寝室・子ども部屋・書斎・脱衣室・浴室・洗面所・トイレ等は「主たる居室」として扱いません。

Q. 「全ての窓（外気に接しない窓を除く）に高断熱窓を設置する」とはどういうことですか？

A. 外気に接する窓全てに高断熱窓を設置することを指します。室内の廊下や内縁、隣室に接する窓は必ずしも施工する必要はありません。

Q. 以前に主たる居室の外気に接する窓の一部に高断熱窓を設置しており、今回この補助金で残りの窓を施工する場合は対象になりますか？

A. 既設の高断熱窓が本補助金の対象製品を使用している場合に限り対象になります。その場合は残りの窓を全て施工してください。

※既設の高断熱窓が本補助金の対象製品以外の製品を使用している場合は、対象製品に交換する必要があります。

